

## 参加表明書作成要領

鹿沼市立西小学校等整備設計業務の参加表明書の作成及び提出について、下記のとおりとする。

### 記

#### 1 参加表明書および提出書類による審査

鹿沼市立西小学校等整備設計について、期限内に参加表明書を提出した者のうち、参加資格要件及び業務実施条件を満たす者を審査対象とする。

該当者が5者を超える場合は、提出書類による一次審査を実施し、原則5者を選定する。選定された者には、技術提案書の提出を求める。

#### 2 参加表明書に添付する資料

- (1) 提出部数：2部（正副1部ずつ）。
- (2) 用紙の大きさ：A4判縦、片面印刷。左上をホッチキス仮綴とすること。
- (3) 文字サイズ：10.5ポイントを標準とすること。
- (4) 別添の様式に基づき、明瞭かつ簡潔に記載すること。
- (5) 各様式に記載すべき事項がない場合は、「該当なし」又は斜線を記入すること。

#### 3 参加表明書記載上の留意事項

##### (1) 技術職員数・資格（様式第3号）

令和8年1月1日現在の人員を記載すること。

##### (2) 同種・類似業務実績（様式第4号）

平成18年1月1日以降、元請（共同企業体による受注の場合は、代表企業であるものに限る。）として契約履行を完了した以下のいずれかの実績を記載すること。

###### ア 同種業務

地方公共団体が発注した延面積3,000m<sup>2</sup>以上の学校施設の長寿命化及び公共施設の複合化に係る基本・実施設計実施業務。

###### イ 類似業務1

地方公共団体が発注した延面積3,000m<sup>2</sup>以上の学校施設の長寿命化及び公共施設の複合化（窓口業務、議場のない庁舎も含む。）に関する基本・実施設計業務。

###### ウ 類似業務2

平成21年国土交通省告示第15号別添二に掲げる「建築物の類型」の第四号から第十二号までのいずれかに該当し、延面積3,000m<sup>2</sup>以上の建築物の新築及び長寿命化に関する基本・実施設計業務。

##### (3) 管理技術者及び主任技術者（様式第5～7号）

ア 管理技術者1名、建築（意匠）・構造・電気設備・機械設備の各分野に主任技術者を1名ずつ配置し、兼任は認めない。

イ 管理技術者及び建築（意匠）担当主任技術者は、1級建築士であり、かつ提出者の組織に直接的かつ恒常に3ヶ月以上所属していること。

ウ 構造、電気設備、機械設備の主任技術者は、協力企業の構成員として配置することができる。ただし、本プロポーザルの他参加者を協力企業とすることはできない。

##### (4) 追加する分担業務分野の主任技術者の経歴等（様式第8号）

新たに分担業務分野を追加する場合は、以下の項目を記載すること。

###### ア 新たに追加する分担業務分野の名称

- イ 業務内容の概要
  - ウ 追加理由
  - エ 担当主任技術者の経歴等
- (5) 業務の再委託（様式第9号）

建築（意匠）分野の再委託は認めない。ただし、主たる業務以外（トレース、透視図、模型等）については、この限りでない。

再委託を行う場合には、協力事務所の名称、再委託理由及び内容を明記すること。

#### 4 その他

- (1) 提出期限：令和8年1月30日（金）午後5時までとする。  
土曜日・日曜日及び祝祭日（以下「休日等」という）を除く。
- (2) 提出場所：〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688-1  
鹿沼市行政経営部行政経営課公有財産活用係  
TEL 0289(63)2481  
FAX 0289(63)2224  
メールアドレス gyouseikeiei@city.kanuma.lg.jp
- (3) 提出方法：持参又は郵送による。
- (4) 質問受付：質問は、質問書（様式第10号）にて電子メールで送付し、電話で受信確認を行うこと。質問書には担当部署名、担当者氏名、連絡先（電話・FAX）を必ず記載すること。  
ア 質問の受付担当課：(2) の提出先に同じ  
イ 質問の受付期間：令和8年1月14日（水）午前9時から  
令和8年1月20日（火）午後5時まで（休日等除く）  
ウ 質問に対する回答：令和8年1月26日（月）午後5時までに、下記の方法で行う。  
・電子メール：質問を送信したメールアドレス宛に回答。  
・ホームページ：各社からの質問とその回答をまとめて鹿沼市ホームページに掲載する。
- (5) 審査結果 令和8年2月 4日（水）に、参加表明書提出全員に書面で通知する。  
結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。

#### 5 提出書類の取り扱い

- (1) 提出後の提出書類の追加、修正は認めない。  
(2) 提出書類に記載された技術者は、工事完了まで原則変更できない。  
(3) 提出書類は返却しない。